

神戸市立灘小学校育友会会則

第一章 名称及び事務所

第一条 この会は灘小学校育友会といい、事務所を灘小学校内に
おきます。

第二章 目的及び活動

第二条 この会は会員のすべてが協力して学校と家庭と社会に
おける本校児童の幸福な成長をはかることを目的とします。

第三条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行います。

- 1 学校教育をよく理解してその推進に協力します。
- 2 学校と家庭の緊密な連絡によって児童の保護指導を
します。
- 3 学校と家庭の緊密な連絡によって児童の生活環境を
よくします。
- 4 会員の研究、教養、親睦及び福利厚生をはかります。

第三章 方針

第四条 この会は父母と教員の協力による民主団体としての次の
方針に従って活動します。

- 1 児童教育福祉のために活動する他の団体機関と協力
します。
- 2 この会及びこの会の役員はその名において宗教や政党
の色彩はなく営利事業をし、または支持することは
できません。
- 3 この会は自主独立のもので他の団体及び個人の支配
統制干渉も受けません。
- 4 この会は学校の運営管理、教職員の人事行政には干渉
しません。

第四章 会 則

第五条 この会は次の会員をもって組織します。

- 1 灘小学校に在籍し入会を希望する児童の父母また
それに代わる人。
 - 2 灘小学校に勤務する校長及び教職員。
- 第六条 会員はすべて平等の義務と権利をもちます。
- 第七条 この会の会員は神戸市小学校PTA連合会、日本小学校
PTA連合会の会員となります。

第五章 会 計

- 第八条 1 この会の経費は会員の会費をもって充てます。
2 会費は年間千円とします。
- 第九条 この会の会計年度は毎年四月一日から始まり
翌年三月三十一日に終わります。

第六章 役員・学年委員の選出

第十条 この会の学年委員会のメンバーは次のとおりです。

学年代表、学年副代表、会計監査、第十一条による役種

この会には次の役種をおきます。

- | | | | |
|-------|----|---------|------|
| 1 会 長 | 一名 | 4 常任委員長 | 四名程度 |
| 2 副会長 | 三名 | 5 学年代表 | 三名 |
| 3 会 計 | 二名 | | |

第十二条 役種は学年委員会において会員中より選出され、総会の承認
を得なければなりません。

第十三条 役員・学年委員は一年毎に改選されます。ただし、本部役員
における同一役種の任期は二年以内とし、再任は妨げないも
のとなります。

第十四条 会計監査は常任委員長の内二名がこれを兼務します。

第十五条 学年委員は保護者中より学年を単位として三名程度の人数
を選出します。多数の立候補者が出た場合、公平性を保つ為

在籍する学年において学年委員未経験の方を優先とします。

第十六条 会長に欠員ができた時は副会長が昇格し、会長以外の役種の
職に欠員を生じた時は、学年委員会がこれを補充します。

第七章 役員・学年委員の任務

第十七条 役員・学年委員の任務はつぎのとおりです。

- 1 会長は会務を総括し、この会を代表します。
- 2 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を
代行します。また、書記を兼務します。
- 3 会計は本会に関する一切の会計事務を処理します。
- 4 学年委員は一般会員と、ともに学校と家庭の連絡をとり、
この会の目的を達するよう協力します。
- 5 会計監査はこの会の会計を監査します。

第八章 総 会

第十八条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関です。

第十九条 総会は定期総会および臨時総会とします。

定期総会は年度当初に書面総会での開催、臨時総会は学年
委員会が必要と認めた時に開きます。

第二十条 総会は会員の現在数の十分の一以上の出席あるいは

議決書がなければ議事をひらき、議決する事ができません。
またすべての会議の決定は出席人員の過半数の同意を必要
とします。可否同数の場合は議長が決定します。

第二十一条 総会は新役員の承認及び年間事業報告、会計監査を経て決算
報告の承認及び新年度予算の審議を行います。

第九章 委 員 会

第二十二条 学年委員会は原則各学期一回程度開かれ各学年より一名以
上が出席しなければなりません。

第二十三条 学年委員総会は総会にかわる議決機関で学年委員会が適当
と認めた場合は学年委員会をもって臨時総会に代行するこ
とができます。但しつぎの総会に報告しなければなりません。

第十章 付 則

第二十四条 本会には必要に応じて顧問相談役をおくことができます。

顧問相談役は会長の諮問に応じます。

第二十五条 この会則は総会において出席者あるいは議決書の三分の二
以上の賛成がなければ改正することができません。

第二十六条 この会の運営に関する必要な細則はこの規則に反しない限り
学年委員会の議決を経て定めます。学年委員会は細則を制定
しまたは改廃した場合にはその結果を次期総会に報告しな
ければなりません。

平成 元年	三月 六日改正
平成 六年	四月二七日改正
平成 十三年	四月 一日改正
平成 二二年	四月二二日 文書一部訂正
平成 二二年	四月二七日訂正・追加
平成 二八年	四月二六日改正
平成 二九年	四月二六日改正
平成 三〇年	四月二七日改正
令和 元年	九月二〇日改正
令和 五年	四月二二日改正
令和 六年	四月一日一部改正
令和 七年	四月一八日一部改正